

第1章 基本概念

○ 「事業者」=商業、工業、金融業その他の事業を行う者（法2条1項）

論証1 「事業」の意義

C

なんらかの経済的利益の供給に対応し反対給付を反復継続して受ける経済活動を指し、その主体の法的性格は問わない。

※ この論証が必要となるのは、国・地方公共団体という公営事業者や、医師会・弁護士会等の非営利事業者が行為主体である場合である。

○ 「一定の取引分野」（市場）

論証2 意義

A

競争が実質的に制限されるか否か^{*1}を検討・判断するための範囲であり……（→判断方法^{*2}の説明につなげる）。

※1 企業結合規制では「競争が実質的に制限されることとなるか否かを……」、不公平な取引方法における市場の画定では「自由な競争が減殺されるおそれがあるか否かを……」と置き換える。

※2 判断方法は行為類型等によって異なるため、第2章以下の該当箇所をそれぞれ参照。

第2章 不当な取引制限

第1節 成立要件（法2条6項）

- ① 事業者が
- ② 他の事業者と共同して
- ③ 相互にその事業活動を拘束し
- ④ 公共の利益に反して
- ⑤ 一定の取引分野における競争を実質的に制限する

※ ②③につき、「共同して……相互に」・「事業活動を拘束し」との要件として捉えてもよい（最判平24.2.20【多摩談合事件】【百選20】参照）が、同判決後も、出題趣旨等では上記のように要件を捉えることが基本的に想定されている。

① 「事業者が」

論証3 決定権限を有しない個人による行為

B

事業活動に関して決定権限を有する者（個人）でなくとも、事業者の活動に一定の影響を与え得る立場ないし役割にある者であれば、その者を通じて「意思の連絡」は行われ得る。

② 「他の事業者と共同して」

論証4 「他の事業者」の範囲

B

実質的な競争関係にある者を意味し、一定の取引分野における競争を実質的に制限するような共同行為をなし得る立場にあれば足りる（取引段階を同じくすることや同質的競争関係にあることは要しない。）。

※ この論証は、入札参加資格を有する事業者とそれを有しない事業者との間で談合が行われた場合など、一見すると行為事業者間に競争関係がないとみられるときに必要となる。

論証5 「共同して」の意義

A

複数の事業者間に、同一又はそれに準じる行動をとることについて意思の連絡があることをいう。

論証6 「意思の連絡」の意義

A

複数事業者間で相互に同一又はそれに準じる行動をとることを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味する。明示の合意は必要でなく、相互に他の事業者の協調的行動を認識し、暗黙のうちに認容することで足りる。

※ この論証は、明示の合意が認められない事案で必要となる。

論証7 黙示の意思連絡の認定方法

B

特定の事業者が、他の事業者との間で一定の事業活動に関する情報交換をして、同一又はこれに準ずる行動に出た場合には、その行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市場における競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り、それら事業者の間に、協調的行動をとることを期待し合う関係があり、意思の連絡があると推認される。

※ 事業者間でのやりとりの具体的な経緯・経過が分からぬ場合に有用な認定方法である。